

令和5年名張市議会定例会

令和6年3月定例議会議員提出議案（1）

議案
番号

目 次

8	名張市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	3
9	名張市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	5

議員提出議案第 8 号

名張市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

名張市議会の議決すべき事件を定める条例（平成16年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市議会議員	常 俊 朋 子
同	吉 住 美智子
同	山 下 登
同	富 田 真由美
同	三 原 淳 子
同	川 合 滋
同	福 田 博 行

理 由

定住自立圏形成に係る協定の締結等に関することについて、議会が議決すべき事件に追加しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

名張市議会の議決すべき事件を定める条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関すること。</u></p>	<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第 9 号

名張市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

名張市議会委員会条例（昭和32年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市議会議員	常 俊 朋 子
同	吉 住 美智子
同	山 下 登
同	富 田 真由美
同	三 原 淳 子
同	川 合 滋
同	福 田 博 行

理 由

組織機構の見直しに伴い、常任委員会の所管事項について所要の整備を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市議会委員会条例の一部を改正する条例

名張市議会委員会条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務企画委員会 6人</p> <p> ア <u>なばりの未来創造部の所管に属する事項</u></p> <p> イ～コ 略</p> <p>（2）・（3） 略</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務企画委員会 6人</p> <p> ア <u>秘書室の所管に属する事項</u></p> <p> イ <u>危機管理室の所管に属する事項</u></p> <p> ウ <u>総合企画政策室の所管に属する事項</u></p> <p> エ <u>広報シティプロモーション推進室の所管に属する事項</u></p> <p> オ <u>行政・デジタル改革推進室の所管に属する事項</u></p> <p> カ～セ 略</p> <p>（2）・（3） 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。